

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成17年12月28日

京都市長 榎本頼兼

医療機関指定（病院・診療所・薬局）

名 称	所 在 地	指定年月日
(医) 桃仁会病院	伏見区桃山町伊賀83番地の1	平成17年9月22日
川村クリニック	北区小山東大野町48番地の1	平成17年12月1日
(医) 和行会 丸太町クリニック	中京区西ノ京車坂町12番地の4	平成16年9月1日
明德診療所	左京区岩倉忠在地町363番地の4	平成17年6月1日
(医) 和精会 たにがわ眼科医院	伏見区東大手町763番地 若由ビル2階	平成17年5月1日
東邦薬局きぬがさ店	北区平野上八丁柳町42番地の2	平成17年11月1日
日本調剤丸太町薬局	上京区東裏辻町417番地 大和ビル1階	平成17年11月1日
西村薬局	下京区河原町通五条上ル コスモハイツ1階	平成17年10月1日
ひまわり薬局	右京区西京極手塚町37番地 カドノハイツA棟102号	平成17年11月1日
ユニカムドラッグ醍醐薬局	伏見区醍醐高畑町30番地の1 パセオダイグロー西館1階	平成17年10月30日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)